

## 愛媛県内交通費規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人愛媛県視覚障害者協会（以下本協会という）の交通費支給の適正化、効率化を目的として定めるものである。

### (対象)

第2条 この規程は、理事会、評議員会、監査会、委員会および県内における本協会役員及び評議員等の公務出張時に適用する。

### (中予地域の交通費支給)

第3条 中予地区内での移動に対しては、バス・路面電車・郊外線電車・JRを利用して移動するのに必要な額を支給する。

### (東予地域・南予地域からの交通費支給)

第4条 東予地域・南予地域からの交通費支給については、公共バスを利用した際の運賃、もしくはJRにおける普通乗車券・特急券購入額を支給する。

### (災害時等の交通費支給)

第5条 災害等のため、通常利用している手段によって移動が困難な場合は、会長判断で、それに代わる手段による移動にかかる費用を支給する。

### (愛媛県視覚障がい専門指導員（以下専門指導員という）の交通費規程)

第6条 専門指導員に交通費を支給する必要が生じた場合は、車・バス・路面電車・郊外電車・JRのうち、最も安い交通手段を利用して移動するのに必要な額を支給する。

### 附則

この規程は公益財団法人の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

この規程は令和5年4月23日から施行する。（令和5年4月23日理事会決議）

この規程は令和5年12月17日から施行する。（令和5年12月17日理事会決議）

この規程は令和6年3月3日から施行する。（令和6年3月3日理事会決議）